

箕面市国民健康保険封筒広告募集要項

1. 目 的

この要項は、市が発送する箕面市国民健康保険封筒（以下「国保封筒」という。）に広告を掲載する事業者等（広告主及び広告代理店（以下「広告主」という。））を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

2. 広告の内容等について

（１）広告主及び広告内容等については、箕面市広告事業実施要綱（平成１８年訓令第２号）及び箕面市広告事業掲載ガイドラインを遵守してください。

（２）広告掲載期間

令和７年（２０２５年）６月１日から令和８年（２０２６年）５月３１日までの期間において使用する国保封筒に掲載します。ただし、掲載期間中であっても作成した全ての封筒が使用された場合は、その時点で広告の掲載は終了となります。

（３）広告の掲載場所等

①予定枚数 約２６，０００枚

【内訳】保険料決定通知書送付用：２６，０００枚

* 発送対象者は、箕面市国民健康保険の加入世帯

②掲載場所 国保封筒の裏面（別添資料を参照してください。）

③募集枠数 ２枠

④サイズ等 １枠 縦７ｃｍ×横９．５ｃｍ以内

⑤その他 ア) 広告欄内の上部に、「**広 告**」の文言（縦１ｃｍ×横３ｃｍ以内、文字サイズ１２ポイント以上）を記載してください。

イ) 市は、国保封筒の裏面広告の欄外に以下の表示をします。

- ・ この広告は、箕面市広告事業として掲載しているものです。
- ・ 広告料収入は、箕面市特別会計国民健康保険事業の歳入に組み入れています。
- ・ 箕面市が、広告内容等について推奨するものではありません。
- ・ この広告に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。

3. 公募に参加する者に必要な資格

箕面市競争入札参加者資格に準じ、次の要件をすべて満たしているもの

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。
- ② 引き続き２年以上その事業を行っていること。
- ③ 箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成８年箕面市訓令第２号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 現に法人税、所得税、事業税、市（区）町村税及び消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 国民健康保険を適用している医療機関・薬局等でないこと。

4. 公募参加資格の確認手続

(1) 公募の参加希望者は、令和7年(2025年)3月14日(金)までに必要書類を提出し、公募参加資格の確認を受けてください。

①郵送する場合は、書留郵便により提出することとし、同日必着とします。

②持参する場合は、次の場所及び時間帯となります。

* 受付場所 〒562-0003

大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市役所 市民部 国民健康保険室

* 受付時間 日曜・祝日・休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 提出書類

①公募参加資格確認申請書(様式第1号)

②会社概要(パンフレットなど)

③広告見本

(3) 市は、公募参加資格確認申請書に基づき、公募参加資格の有無を確認し、公募参加資格確認通知書(様式第2号)により、令和7年(2025年)3月26日(水)に簡易書留郵便で発送し、併せて当該通知書の写しを電送します。

(4) その他

広告見本などの作成にかかる費用は公募参加希望者の負担とし、提出された書類は返却しません。

5. 現場説明

現場説明会は行いません。

6. 入札の実施等

市により公募参加資格があることが確認された者において入札を行い、広告主を2者決定します。なお、入札参加者が2者以内の場合は、協議により広告主及び広告料を決定します。

(1) 入札日時

令和7年(2025年)4月11日(金)午後2時から

(2) 入札場所

箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所別館6階 入札室

なお、公募参加者数によっては、入札場所を変更する場合があります。

(3) その他

入札の参加に当たっては、公募参加資格確認通知書(様式第2号)又はその写しを持参してください。

7. 入札方法等

- (1) 公募参加者は、市所定の入札書に必要事項を記載し押印の上、提出してください。
- (2) 公募参加者が代理人により入札書を提出する場合は、委任状を提出し、入札書には所在地又は住所、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって提出してください。
- (3) 郵送又は電送による提出は、認めません。
- (4) 最高の価格で入札を行った者及びその次に高い価格で入札を行った者を落札者とします。なお、落札者となるべき最高の価格で入札を行った者が3者以上の場合、又は、最高の価格で入札を行った者の次に高い価格の入札者が2者以上の場合は、「くじ」により落札者を決定します。
- (5) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによります。

8. 予定価格

有（1 枠につき、税込み 2 万 2 千円とする。）

予定価格を下回る価格による入札を行った場合は、失格とします。

9. 保証の要否

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

10. 契約書作成

広告主決定後、速やかに契約書の作成を行うこととします。

11. 広告内容の決定等

- (1) 落札者となった広告主は、速やかに市と広告内容の協議を行ってください。広告内容は、箕面市広告審査委員会の承認を経て、決定します。
- (2) 広告主は、広告内容の決定後、版下原稿を市が指定する期日までに提出してください。

12. 広告料の納入等

- (1) 広告料は、広告掲載決定後、市の指定する期日までに一括で納入してください。
- (2) 広告主の都合により広告掲載を取下げた場合並びに広告掲載の取消事由に該当し、掲載を取消された場合は、納入済みの広告料は還付しません。
- (3) 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取消したときは、納入済みの広告料を広告主へ返還します。この場合、返還する広告料に利子は付さないものとします。

13. 広告掲載の取消し

(1) 次に掲げる取消事由に該当する場合、市は広告掲載を取り消すことがあります。

- ①指定する期日までに広告料の納入がない場合
- ②指定する期日までに広告用版下原稿の調整及び提出ができない場合
- ③広告主において、市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、もしくは事務を停滞させるような行為があった場合
- ④広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告主がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- ⑤その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等、広告主に関する事情により、広告掲載が不適當であると市長が判断した場合

(2) 広告掲載が決定し、印刷発注後、広告掲載の取消しに該当することとなった場合、市は、代替の国保封筒の印刷費用等の支払いを広告主に請求します。

14. 広告主の責務等

- (1) 広告主は、広告の内容に関する苦情等について一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決にあたってください。
- (2) 広告主は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に報告してください。
- (3) 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはなりません。

15. 問い合わせ先

大阪府 箕面市 市民部 国民健康保険室

電 話: 072-724-6734 (直通)

フ ァ ク ス: 072-724-6040 (共用)

E-mail: kokuho@maple.city.minoh.lg.jp

以上